

土木局・都市局・企業局関係審査

- 1 期 日 平成20年10月29日（水）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 松浦幸男
副委員長 田川寿一、高橋雅洋
委 員 森川家忠、山下智之、岩下智伸、金口 巖、井原 修、
高木昭夫、杉西加代子、安木和男、天満祥典、松岡宏道、
門田峻徳、砂原克規、中本隆志、蒲原敏博
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[会計管理局]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長
[土木局]
土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監、空港振興課長、港湾管理課長、港湾企画整備課長
[都市局]
都市局長、都市技術総括監、都市事業管理課長、都市企画課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長
[企業局]
企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長
- 6 付託議案
平成19年度広島県歳入歳出決算認定の件
平成19年度広島県公営企業決算認定の件
- 7 報告事項
[土木局、都市局]
 - (1) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）
 - (2) 平成19年度決算総括表（特別会計）
 - (3) 平成19年度主要施策の成果に関する説明書
 - (4) 平成19年度広島県歳入歳出決算審査意見書における留意改善を要する事項について
[企業局]
 - (5) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）
 - (6) 平成19年度広島県企業会計決算説明資料（工業用水道事業会計・土地造成事業会計・水道用水供給事業会計）

(7) 平成19年度広島県公営企業決算審査意見書における審査意見について

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

質疑に先立ち、土木局長及び都市局長が、平成19年度広島県歳入歳出決算審査意見書の留意改善を要する事項について、次のとおり報告した。

○土木局長 翌年度繰越額の抑制についてですが、県全体の繰越額は一般会計で150億8,600万円余、特別会計では5億3,800万円余となっております。

そのうち、土木局、都市局全体の繰越額につきましては、一般会計で136億500万円余となっております。また、流域下水道事業費特別会計では、4億8,300万円余、県営住宅事業費特別会計では0円、港湾特別整備事業費特別会計では、5,500万円余となっております。なお、一般会計・特別会計を合計した繰越額は、前年度と比べ、109億2,300万円余、対前年度比で43.6%の減となっております。

この繰越額が減となりました主な要因は、梅雨期の集中豪雨や台風による被災が前年度に比べて少なく、災害復旧事業の繰越が減ったことなどによるものでございます。

また、公共事業における本年度上期の執行状況は、繰越、現年分を合わせて63.6%であり、道路特定財源暫定税率の失効に対応した公共事業の執行保留による影響などのため、目標より事業執行のおくれが生じております。今後とも、事業の進行管理をより一層適切に行い、早期執行に努めるとともに、発注が年度末になるものについては、翌債予算などの活用により適正な工期を確保した上で発注を行いたいと考えております。

委託業務については、工事に係る設計や施設維持管理に係る委託、各種計画策定等の調査委託や電算システム関連等の委託などがございますが、これらの執行に当たっては、安易な包括的委託あるいは随意契約とならないよう留意し、経費の節減と契約事務の透明性の確保に努めてまいります。

次に、現在残っている不法占用物件は、戦前・戦後の混乱期に建築された建物等により不法に占用され、現在に至っているものなどが主なものであり、今後とも、個々の物件ごとに不法占用に至った経緯や管理上の支障の度合い等を考慮しながら、不法占用の解消に努めてまいります。

○都市局長 県営住宅事業費特別会計における住宅使用料の収入未済につきましては、督促、徴収にも応じない長期滞納者について、住宅明渡し請求訴訟等の法的措置により、滞納金額の縮減と新たな退去滞納者の抑制を図っており、平成19年度には、556名に対して催告を行い、催告に応じない117名について訴訟を提起いたしました。こうした法的措置を推進するとともに、収納率の向上と長期滞納者の発生を未然に防

止するため、口座振替制度の普及徹底、夜間・休日の督促・徴収、年3回の徴収強化月間の設定などを実施しており、引き続き、収納率向上に努めてまいります。

○質疑（山下委員） 港湾特別整備事業費特別会計の収支見通しについてお伺いします。

広島港、福山港の外航・内航コンテナ取扱量は、中国を初めとする新興国にも支えられて順調に推移してきましたが、世界経済の金融危機を発端として景気後退の兆しが見え始め、今後の貨物取扱量は順調とはいかないのではないかとこの心配もあります。そうした状況の中で、港湾特別整備事業費特別会計は、使用料収入の見通しや宇品内港地区や五日市地区などの土地の分譲見通しを立てつつ、今後の福山港第2バースなど必要な施設の整備を進めていかなければならないという非常に難しい局面を迎えていると考えます。

そこで、まず、埋立地の分譲の見通しと収支への影響についてお伺いしたいと思います。本年8月のアーバンコーポレイションの経営破たんまで問題となっている宇品内港地区、そして先般公募されました五日市地区の土地は、公募価格と事業採算ベースの価格差が一体どれぐらいの開きがあるのか、また、鑑定評価によって公募価格が決定されると聞いていますが、事業採算ベースを下回る公募があるとすれば、それぞれの地区において、土地造成事業としてどれぐらいの採算割れが発生することになるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○答弁（港湾管理課長） まず全体像をお答えさせていただきます。臨海土地造成事業の全体の収支見込みといたしましては、現時点から平成30年代後半までに分譲していく全体計画の中では、いわゆる減資化、トータルとして整備費が回収できないという見込みではございません。

そして、お尋ねのございました五日市地区につきましても、売却収入と今後売却をしていくものを含めたトータルでは、120億円近くの収入が得られる見込みでございます。

○質疑（山下委員） 次に、採算割れの分譲地の売却のおくれによる、今後の整備に影響についてお伺いします。福山港では現在、貨物船が沖待ちを余儀なくされており、地域の産業界、物流会社が早期に第2バースの整備を願っていますが、問題は現在の港湾特別整備事業費特別会計の投資余力の見通しでございます。

港湾整備を進めるためには、公共岸壁とともに背後地である荷さばき地を機能債事業で整備する必要がありますが、過去に行ってきた臨海土地造成事業の資金不足を補てんするための財源確保と、日常的に施設を維持管理するための資金を確保した上で、投資余力の判断ということになります。宇品内港地区などの分譲のおくれによる影響はないのか、現在の港湾特別整備事業費特別会計の投資余力をどのようにとらえておられるのか、また、今後の港湾特別整備事業費特別会計の収支について、どのような見通しをお持ちなのか、お伺いします。

○答弁（港湾管理課長） まず、お尋ねの第1点目、宇品内港のアーバンコーポレイションの経営破たんの影響でございますが、私どもとしては、平成25年までに4区画

全部を買っていただくことを前提につくっておりましたので、影響はやはりございます。このような中で、広島海の玄関として大事な土地でございますから、今後いかに増設していくかというコンセプトのもとに、今回売れ残るという形になっているわけですが、そうした土地について早急に後継事業者を選定していくことが重要と思っています。やはり港湾の特別会計にも影響は及んでまいります、トータルといたしましては、極力その影響を小さくしたいということで進めてまいります。

また、港湾特別整備事業費特別会計全体の今後の収支見通しでございますが、私どもの長期的な見通しでは、これまでに投資をいたしました県債の残高は償還のピークに差しかかっており、平成25年度までがピークになると思います。これも着実に償還をしておりますし、一定の進度調整などをするとしても、やるべき事業は其中で遂行してまいりたいと思っております。長期的には、港湾特別整備事業費特別会計自体が非常に危機的な状況になるとは考えておりません。

○要望（山下委員） 企業局の土地造成事業も同様ですが、本県の産業政策として必要なものは、しかるべきタイミングで早急に整備することに意味があります。受益者の利用という観点と本県の産業政策という観点の両方が必要と判断すれば、一般会計を投入していくという考え方をする時期に来ているのではないかと思いますので、施設整備の必要性とその時期、そして一般会計の投入ということについて、財政当局とも議論をしていただくことを要望しておきます。

○質疑（岩下委員） 私は、工業用水事業会計と水道用水供給事業会計について、2つほどお伺いしたいと思います。

最初に、公営企業決算書の51ページにあります19年度の広島県水道用水供給事業についてお尋ねいたします。

水道用水供給事業は、先ほどの説明で黒字ということはよく理解しているわけですが、その中で、利益剰余金の処分について、建設改良積立金として7億1,100万円、減債積立金として17億円を積み立てることを計画されていることについて、その意図をお伺いしたいと思います。

○答弁（企業総務課長） お尋ねのありました水道用水供給事業会計の利益剰余金処分の考え方についてお答えをさせていただきます。

平成19年度決算における水道用水供給事業の利益剰余金の処分につきましては、この処分計算書にありますとおり、地方公営企業法において積み立てが義務づけられております減債積立金と、任意の積み立てでございます建設改良積立金に処分することとしております。

まず、任意の積み立てでございます建設改良積立金でございますが、平成17年度に更新計画を策定して取り組んでおります管路更新事業の財源とするために、平成17年度に改定をいたしました料金におきまして、受水団体との協議の上で、その事業費の一部を料金算定の対象として算入して、利益として留保することにより、それを

建設改良積立金として積み立てて将来の事業の財源とするということでございます。平成17年度から19年度までの3年間に、積み立て予定額として23億円を積み立てることとしておりましたので、この計画に基づきまして、平成19年度決算では残りの7億1,000万円余を積み立てることとしたものでございます。

次に、法定積立金である減債積立金でございますが、これは法律で、利益剰余金の20分の1を下回らないという下限額が定まっておりますが、この下限額以上で管理者が定めることになっております。この積立金は企業債償還金の財源としなければならないことになっておりますので、先ほど申し上げました建設改良積立後の剰余金を対象といたしまして、法定の下限額を確保した上で、今後の収支見通しも考慮しながら、20年度に企業債償還金の範囲内で積み立てをすることにしたものです。

○質疑（岩下委員） 今の説明の中で、減債積立金は20分の1が法定の下限額ということですが、この20分の1を今回の処分案ではどれくらい上回っているのか、具体的な金額を教えてくださいませんか。

○答弁（企業総務課長） 法で定められた下限額を申し上げますと、水道用水供給事業会計全体で1億1,000万円ということになりますので、減債積立額が17億円を予定しておりますから、その差額ということで15億8,000万円余ということになります。

○質疑（岩下委員） では、法定より約16億円弱を余分に積み立てるということですね。そうしますと、もう一つ、工業用水道事業会計に関しては減債積立金だけですが、これも同様に20分の1を超えて積み立てをしていると考えてもよろしいでしょうか。

○答弁（企業総務課長） 御指摘のとおりでございます。

○質疑（岩下委員） 水道用水供給事業と工業用水道事業の資本的収入の項目にあります企業債は予算額と決算額が非常に乖離しているようですが、この理由について伺います。

○答弁（企業総務課長） 公営企業でありますので、工業用水道事業、水道用水供給事業について、建設事業の財源を企業債の借り入れで行うことが通例になっておりますが、企業債の借り入れを行うと、その後、利息負担の増加ということになり、それでは経営状況への影響も大きいので、適正な企業債の管理が必要と考えております。

近年、工業用水道事業、水道用水供給事業とも良好な経営状況にございますので、御案内のように、剰余金を相当量有するという状況になっております。この剰余金を建設事業の財源として有効活用することにいたしまして、平成17年度から企業債の借り入れ可能額の全額を借りるのではなく、その発行を抑制するという形に有効活用させていただいております。具体的には、企業債の借入額を借入可能額に対して、工業用水道事業では2分の1、水道用水供給事業では3分の1までということを基本にそれぞれ抑制をしております。

御指摘の平成19年度の当初予算と決算額の乖離でございますが、当初予算計上時には、先ほど申しました通例に従いまして企業債の借入可能額の全額ということで

当初予算を計上いたしておりましたが、執行段階において、この平成17年度から行っております企業債の発行を19年度も引き続き行うということで企業債の借入額を減額したことにより、決算額については大きく引き下げることができたということになっております。

ただ、これは将来の経営状況等を勘案しながら、毎年考えていたわけですが、今後も安定した経営ということが見込めると考えておりますので、この平成17年度からの起債抑制の方針はこのまま継続が可能であると判断いたしまして、当初予算の整理のときから、抑制した企業債の借り入れ、それを予算に計上していくことができると考えておりました、平成20年度の予算からは、この抑制後の額によりまして予算計上しているところでございます。

○質疑（岩下委員） 一応、平成17年度からの方針を計上してきたが、予算の立案に当たっては従来どおりの方針をひとまず踏襲していたし、20年度からは、めどがなかったので改善するというお答えだと理解いたしました。

これからが本題なのですが、先ほどの説明によると水道水の事業では、約16億円の減債基金の追加の積み立てが起きている。この19年度の公債の借入金額を見ますと、3億4,800万円の決算額になっております。そうすると、利益が出ると減債積立金の方に回る、一方では、それよりも利率の高い借金をわざわざして、また基金が積み上がると感じられるのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○答弁（企業総務課長） ただいまの御質問は、相当の剰余金を抱えているので、2分の1や3分の1を基本としている発行の抑制をもっと進めてもいいのではないかとという趣旨であると理解させていただいたのですが、実は先ほど申し上げましたように、公営企業については、経営資源であります設備投資の資金は原則的に企業債で調達して、その償還を含めた費用を料金で回収するというのが基本的な事業概念でございます。特に水道事業の場合は、膨大な施設・設備を必要とする事業でございます、極めて長期的なスパンで事業を考えていく必要があると考えています。

広島県の工業用水道、水道用水供給事業について、いずれも事業を開始して30年から40年経過をいたしまして、現状では初期の投資を一通り終わって安定的な運営段階に入っている状況で、相当の剰余金を有するに至っている現状がございますが、そろそろ設備の更新の時期を迎えており、更新のために膨大な資金需要がこれから必要となる段階であります。そのため、この剰余金の活用、利用に当たりましては、短期的に使用した場合には、将来のために必要な投資時期に資金が枯渇して事業の運営に支障を来すということ避けなければならないということで、今後10年、20年といった長期の投資の動向も考慮しながら、慎重に検討すべきであると考えております。

このような事情がございますので、御指摘の趣旨にありますように、もっと使ったらどうかということは、やはり長期的な投資動向を勘案しながら慎重に検討すべき今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○質疑（岩下委員） いろいろと難しい問題があるというのはよく理解できますが、水道用水供給事業を貸借対照表で見ますと、現金が61億円ほどあります。これだけの現金があつて、先ほどのような黒字になるという状況からすると、今の時期に借金をわざわざして、何となく黒字がかさ上げになるような形というのは、どうも正常な姿ではないと感じられます。

また、起債のタイミングについて、事業が完了したときに起債するというルールで行われているようなのですが、19年度を見ますと、年度末に起債をされていますが、年度途中の起債もあり得る。それは事業が前年度から繰り越されたといった事情もあるとは聞いておりますが、わずかな金額です。そうしたときに本当に起債をするべきかという経営感覚が必要であると思うのです。不要不急の借金をわざわざしていると感じられるのですが、それについてはどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○答弁（企業局長） 後段の方の御質問からですが、わずかな金額を年度途中に借りているというのは、事業の繰り越しであり、その分はもう借りなくてもいいのではないかと御指摘かと思えます。起債については、地方債計画という国の全体の計画の中で、当初、広島県として当該年度の事業として起債して、これだけを繰り越しさせてほしいという申請をいたしておりますので、途中で繰り越しになったこの分は要りませんという経営的な判断は、実情的にはなかなかやりにくいという面がございます。

前段で御質問の、建設改良やその他の事業の財源をどのように調達するかという問題は、一般企業と公営企業も同じような課題を持っているわけがございます。この20数年、水道用水供給は上水、工水ともに黒字で推移してまいりましたが、昭和40年に給水を開始したときから62年ぐらいまで、ずっと赤字の体質でございました。これはもちろん初期の投資が出ていたということもございますから、先ほど総務課長が申しましたように、基本的に水道事業あるいは企業経営というのは長期で行いますので、100%の起債が認められているシステムとなっております。赤字のときはそうせざるを得ない。企業債で借りて、あとで控除をいただいと、20年間ずっと続いてきたわけですが、設備投資も比較的安定してきて、経営も安定してきて。それでは企業債の借入れはせずに全部を自己資金でやればいいのかという御意見については、繰り返しになりますが、恐らくこれから管路も30、40年を経過して老朽化しておりまして、継続的にも、そこをどう見ていくかという大きな課題があります。

水道事業をやめるわけにはいきませんので、長期の中で、30年なら30年の中で、一昨年、送水トンネルの崩落事故もありまして、今、ずっと県と協議して費用の積算もしております。今の手持ち資金を全部使うということではなく、新しい莫大な事業費をどうするのか、あるいは地震対策として耐震化をどうするのか、管路の更新をどうするのかという全体の建設計画を持ちながら、事業費も年度ごとに平準化

して、次から起債のときに大きく借りると償還が来ますので、長期の経営から見るとそれも妥当ではございません。このようなことを十分に勘案しながら、その年度で幾ら借りるかということをございますが、先ほど総務課長が申しあげましたように、その資金も余裕があるということから、17年度は100%借りるところを、上水については3分の1に、工水については2分の1まで圧縮しているのが現状でございますので、御理解いただければと思います。

○要望（岩下委員） 過去の赤字の苦い経験がなかなか忘れられないという状況であるとは思いますが、黒字になってきたのですから、その中でどのような経営をしているのか、新しい考え方の導入も必要ではないかと思しますので、先ほどの答弁にあったように、これから長期的な計画も立てながら、しっかり運営していただければと思います。

○質疑（金口委員） 先ほど山下委員の方からも質問がございました港湾特別整備事業費特別会計につきまして、何点かお尋ねしてみたいと思います。

先ほど、福山港並びに広島港のコンテナターミナルの話が出ましたけれども、福山港が2年目、広島港も6年目ですから、ちょうど決算のときで5年が経過いたしました。福山の場合は始まって1年目ですから、前年度と比較ができないのは当たり前ですが、広島の場合は、どのような状況になっているのでしょうか。相当な投資をしながら、それに見合う分だけ返ってくるということはまずないわけですが、成長率という意味で、広島県以外にもコンテナターミナルがありますが、今の港湾特別整備事業費特別会計の中で、広島港はどのような推移をしているのか、お尋ねしてみたいと思います。

○答弁（港湾管理課長） 港湾特別整備事業費特別会計の中で、特に広島港、福山港のコンテナターミナルについて、その中でも広島港のコンテナターミナルは、海田と、平成15年3月に供用開始いたしました出島の国際コンテナターミナルがあります。特に、出島の国際コンテナターミナルにつきましては、広島港では一番の売りということで取扱量をふやしていくということで取り組んでおります。

そのような中で、具体的な数字で申し上げますと、広島港の平成19年度のコンテナの取扱量ですが、トータルで20万7,000個程度です。出島のコンテナターミナルが供用開始する前の平成14年と比較いたしますと、14年には14万4,000個ということでございますので、その比較だけ見ますと44%の増加となっております。

我々といたしましては、さらにこの取扱量を増加すべく、ポートセールスや、トータルとして使っていただきやすい港づくりを進めてまいりたいと思います。

○質疑（金口委員） この5年間で44%の伸びということで、新しい出島の施設ができたのだから、ある意味では当然ではありますが、その辺の御努力もあったため、この数字になったのだと思っております。

5年間を特別料金でされて、今年3月から激変緩和措置ということで、それをすぐ上げるのではなく、料金の値上げを若干抑えた料金体系になっておりますが、そ

の辺はどうなのでしょう。20年度にも少しかかってきますが、値段を上げたことで、月々の数量を見れば、出島港、広島港全体の中でコンテナの数がふえているのかは、傾向的に出るのではないかと思います。これはどのように判断されておりますか。

- 答弁（港湾管理課長） 御指摘のように、従前は日本一安い料金体系を標榜しておりました。このたび新たに特別料金制度を設定いたしましたけれども、激変緩和ということで、トータルとしては20数%ほど従前の料金体系より高い料金設定になっておりますが、コンテナ自体の取扱量はむしろ今年度の上半期は順調に推移しております。具体的な数字が手元にないので申し訳ありませんが、目標といたしております取扱量10万個については、もう既に19年で達成できました。このまま推移いたしますと、さらにふえてくると思っています。

傾向としては、お使いいただく船舶が随分と大型化してまいりまして、4万トンクラスの船舶もございます。そういった意味では、今後も増加を見込んでおります。

- 質疑（金口委員） 当時は日本一安い利用料金ということで、それが売りで、やはりお客さんもたくさんついたのだと思います。ここに来て、暫定料金で、控え目ではありますが、一番に注目しなくてはいけないのは、広島県と岡山県、それから隣の山口県との料金の比較だと思います。お客さんはできるだけ安くて便利がいいところに船をつけたいのが当たり前でありまして、広島港の新しい出島ターミナルの施設がいいと私も聞いております。それが料金も安ければ当然、お客さんはついてくるのだと思います。できるだけ低廉な料金で抑えていくということが行政に課せられた大きな課題だと思います。

福山港についても、今2年目でありますから、将来的には、5年間の特別料金で、また次にどういうことになるのか、5年先の話ですからわかりませんが、福山港についても抑えた料金を目指していく必要があると思います。その辺のことをどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

- 答弁（港湾管理課長） 今後の料金体系でございますが、広島港の出島地区の特別料金につきましては、委員の御指摘がございましたように、激変緩和という観点と一定の競争力は確保しなくてはいけないということで、近隣県の同様のコンテナターミナルとの料金体系と比較をしながら、そこにおくれをとらないという基本姿勢で現在の料金を設定したつもりでございます。ただ、福山港につきましても、現行の特別料金は21年度をもちまして終了いたします。そういった状況にある中で、出島の現在の新特別料金につきましても、同じく21年度末をもって終了ということになります。

したがいまして、現在もう既に検討に着手してございますが、そういったコンテナターミナルの料金だけではなく、その他の料金体系全般も見直してまいりたいと思っております。そういった中で、基本的には、委員からも御指摘がございましたように、いかにユーザーの皆様に使っていただくかということが大事ですし、料金

体系は使っていただきやすい港づくりの大事な要素だと思っております。そのほかにもオペレーションやサービスの向上、例えば、出島のコンテナターミナルでは、効率化、共同化というテーマで、昨年度はゲート管理の共同化を実施しました。これからまたそういった機能の共同化を徐々に進めてまいります、料金体系とともに全体を検討していきたいと思っております。

○要望・質疑（金口委員） 2週間ぐらい前、委員長とも一緒でありましたが、韓国の釜山を訪問しました。釜山港は出島とは比較にならない大きな施設であります、そこでも手狭になったので、また新しく第2の港を20キロメートルぐらい離れたところに求めるという大変な設備投資をしております。同じように広島県ができるわけではありませんが、やはりユーザーの心をつかむためにはどうすればいいかという事は、韓国の方はすごく力を入れていると私は感じてまいりました。港湾管理課長から今までのことをおっしゃっていただきましたので、ぜひこのことを努めていただきたいと思えます。

もう一つ、旅客船業界について、旅客の料金体系の話でお尋ねをしておきたいと思えます。しまなみ海道が開通いたしまして10年目の記念行事をするという話も聞いておりますが、それが開通する以前は、四国と広島を結ぶ大動脈というのは、御存じのように広島と松山を結ぶフェリーだったと思えます。東部の方にもありましたが、やはり主力は広島と松山観光港を結ぶフェリーでありました。しかし、しまなみ海道が開通いたしまして、その集客力は随分落ちたと聞いておりますし、担当課の方もそのことはよく御存じだろうと思えます。

主な原因は、しまなみ海道ができたことが一番大きく、その中で特に、しまなみ海道ができて当分の間は、料金が高いということで利用が少なかったのですが、その後、特別料金を設定いたしました。今度は土日、祝日は2分の1の料金に設定するという事で、これが物流にすぐ結びつくかどうかはわかりませんが、人々の流通という意味では、半額にしたことは大きなインパクトがあると思えます。

この間の日曜日、因島の方に行く機会がありましたが、観光客がパーキングに車をたくさんとめられている。それまではそういうことはなかったのですが、やはりその効果が出てきていると思っております。

国などは、2分の1を割り引きしても補助金が出せるわけであります。もともとあった広島と松山観光港を結ぶこの航路もみんなの足でありますから、同じように補助してもいいのではないかと考えるのです。そういった意味で、いろいろ資料を集めてみますと、松山観光港と広島港の施設の利用料が3倍違うのです。例えば、広島港の年間の利用料が1,000万円だとすると、松山観光港は300万円ですので、その辺の格差も大きく、旅客船業界が非常に苦慮しているのではないかと思っております。ですから、ぜひこの辺のことも行政として、住民の足を守るという立場から、補助や、先ほど港湾管理課長が言われました施設の利用料の減免や見直しなどをしていく必要があると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。松山観光港の料

金設定が、広島^①の3分の1といった差が出るのはなぜかということもあわせてお尋ねします。

○答弁（港湾管理課長） 先に後段の御質問からお答えしたいのですが、対岸の愛媛県は松山、今治ともに、係船料のほか、確かに広島県と比較いたしますと3分の1程度の料金設定にしております。これは愛媛県の方に御教示いただいたことがございますが、愛媛県は海の玄関からいかに大勢の観光客の皆さんを受け入れるかという政策観念を持っているといったことが背景にございまして、我々としては、採算は大丈夫なのだろうかと思うくらい、3分の1程度の大変低廉な料金設定にしていまして、

私どもがそういったあたりの政策判断でいきますと、なかなか一挙には難しいのですが、基本的には港湾特別整備事業費特別会計の枠の中ではございますが、それでも先ほど答弁いたしましたように、来年度のうちに新しい料金体系を設定してまいりたいと思っております。そうした中で、委員から御指摘がありましたようなことにつきましても、一つの視点として検討・研究させていただきたいと思っております。現時点で結論を申し上げられずに申しわけありません。

参考データで、広島―松山間だけではございませませんが、港湾をお使いいただいている皆様の乗降人員は、傾向としては随分と落ちております。それはいろいろな要因があるかと思っております。先ほど来、しまなみ海道にも触れてございましたが、実際に調べてみますと、県管理港湾の29港に関する乗降客数でございますが、暦年で19年は1,700万人強、5年前の平成14年は4,900万人という状況で、トータルとして随分減ってきています。ただし、広島港につきましては、大体年間300万人の方に御利用いただいているという実態もございまして、

○要望・質疑（金口委員） 先ほど港湾管理課長から新しい料金体系を考えていくという前向きな発言もございましたので、そのことを期待しておきたいと思っております。ぜひその件につきましては、新年度の予算に反映されるよう御努力いただきたいと思います。

続きまして、通告しております企業局の土地造成事業会計について、何点かお尋ねいたします。産業団地の分譲は平成18年度に38ヘクタール、19年度が15ヘクタールと好調に推移しておりますが、先ほどお話がございました経営状況というのは非常に厳しい。平成19年度の収支がマイナスの7億9,600万円、10年連続の赤字ということでありました。また、ここ数年、景気回復が続いておりましたが、ついこの間のリーマンショックから、先行きが非常に見えなくなってきたということがあり、企業の設備投資が難しくなっているのではないかと個人的に思っているところでございます。急激な景気後退が懸念されておりますが、今後の産業団地の分譲について、どのような見通しを持っておられるか、お尋ねします。

○答弁（企業総務課長） 質問がございました土地造成事業会計の経営状況でございますが、この経営の悪化している原因、要因については歴史的経緯がございまして、

少しさかのぼることになりますが、昭和62年度ごろ、昭和の後半は非常に企業立地が好調で、県に分譲用地がどんどん決定し、分譲用地が急激に減少いたしまして、実は平成元年度に残り26ヘクタールということで、もう売る土地がほとんどなくなる状態になりました。そこで早急に分譲用地を確保する必要があるということで、この平成元年度から平成5年度までの5年間に新規の19団地ということで、かつてないペースで団地の新規開発に着手をしたわけでございます。

ただ、この開発着手に当たりましては、当時の状況として、県内の地価はまだ上昇傾向にございまして、将来的な地価の上昇を見込んで採算性を検討して事業着手したわけでございますが、御案内のとおり、産業団地をつくるとなると最低でも2年、3年という時間がかかります。その団地が完成して分譲を開始したときに、悪いことにバブル経済の崩壊によりまして地価が逆に下落をして、分譲にも長期を要したという状況になりました。それからまた、平成2年に開発規制が強化されまして、団地を造成するときに、売却できるでき上がりの土地を確保する、処分効率が悪くなるということもございまして、この19団地のほとんどにおいて採算割れになるという状況がございました。

それから、バブル経済崩壊後、今の状況と酷似したところがあるのですが、民間の投資も、減退をいたしまして分譲が落ち込んで、土地はつくったのですが売れなくなったという状況がございまして、平成12年度には未分譲の面積が180ヘクタールまで増大するという状況になりました。

また、地価の下落によりまして、設定しておりました分譲価格と実勢価格の間に乖離が生じるということがありましたので、産業政策上の要請もございまして、平成12年度に分譲価格の引き下げを伴う見直しを行うとともに、大規模分譲割引制度等の制度を導入して分譲の促進を図りました。これらの促進策を行った結果、分譲は順調に回復したのですが、一方では分譲収入が減少して、採算割れの団地がさらに増加するという状況になり、収支が悪化したということが要因としてありまして、今のような現状になっているということでございます。

今後の経営見通しのお尋ねがございましたが、委員御指摘のとおり、産業団地の分譲は、ここ数年は製造業の国内回帰によりまして設備投資意欲が拡大してきたということもあって、比較的好調でございました。しかし、今後、この好調を維持することは非常に疑問な状況になっております。このような分譲が落ち込むという予測と、先ほど要因として申し上げましたとおり、分譲中の団地の約半分は採算割れ、原価割れをしているということを踏まえますと、極めて厳しい経営状況は続くという予測しております。

- 質疑（金口委員） 産業団地の整備は、雇用の創出や税収の拡大、確保といった意味において、企業誘致に伴う経済効果は非常に大きいものでありまして、その受け皿となります産業団地をある程度は確保するべきだろうと思っております。ただ、私は多分これは塩漬けになるのではないかと思うところが空港周辺に何か所かありま

す。これは当然切り離すべきで、売れる団地はつくれば良いと思います。

今、団地をつくるのに、先ほど企業総務課長が答弁されましたように3～4年かかるわけです。これでは企業は来ません。全部は覚えていませんが、先ほどの決算報告書の中にもあるように、ある程度の受け皿はつくっておくべきだろうと思いませんし、来たいと思っても、団地がないと来てくれないのです。やはり道路、水、電気がある程度は備えておかないと、企業、特に先端企業というのは1年先のことも見ますから、3年先に完成しますでは、来ないと思います。ですから、だめなところは切って、できるところをまたつくれば良いと思うのですが、企業局長は、産業団地のこれからの造成について、どのような御所見を持っておられるか、お尋ねします。

○答弁（企業局長） 土地造成事業会計は大変厳しい状況でございます。委員御指摘のように、産業団地の整備というのは、県経済の活性化あるいは雇用の促進という意味で、これからも引き続いて整備をしていくべき課題だというのは間違いないと思います。

昭和30年代、40年代の臨海部、それから50年代の後半から内陸部へ産業団地を造成してまいりまして、基幹産業である重厚長大型の産業から先端産業まで、バランスのとれた産業構造になっておりまして、大体、企業局が造成した団地で2,000ヘクタール、900社ぐらいに立地していただいております、大いに県経済の活性化に役立っているものと思います。

ただ、その収入はどうかということですが、先ほど企業総務課長が申しましたように、やはり土地が将来的に上がるという前提でやってきた手法というのは、少し限界がある。それではどうするかということでございますが、委員御指摘のように、企業を待っていては、3年後はどうかはわからない。

今までは、事業主体として、ある意味で県が先行してやらざるを得なかったという状況がございましたが、今後、事業主体は、やはり県だけなのか、あるいは市町が主体になるのか、あるいは民間ディベロッパーを活用していくのか、山を切っても大体半分ぐらいしか土地ができませんから、そういう手法は恐らく限界があるわけでございます。これは商工労働局とも十分連携を図りながら、新しい事業手法について、十分検討してみる必要がございます。同時に、企業局が所有しております未活用の土地がございますが、これは過去に投資した資本の回収という意味もあります。売れる団地については、少し追加投資をしても、売っていくことが会計としては適当だろうと思いません。企業の設備投資意欲をどう見るかということもございまして、そういうことも慎重に判断をしながら、やるべきところについては追加投資をして、誘致のための基盤づくりに努めてまいりたいと思っております。

申しわけございません。十分な御回答になっていないかと思いますが、現状はそういうことでございます。

○要望（金口委員） 了解しました。いろいろ考え方はあろうかと思えます。そうは申

しましても、私と局長の考え方が全く違うとは思っていません。例えば、私は東部の人間ですから、余り西部の方はよくわかりませんが、福山・尾道地域というのは非常に団地が足りていないと思います。そこに重点的に投資していく。本郷もそうですが、投資していくことがこれからもあっていい。その手法ですが、資金を回収できる方法というのは、皆さん頭がいい人ばかりですから、知恵を絞っていただいて、ぜひ効率のいい産業団地をつくっていただきたい。今の会計の赤字を膨らまさないということをお願いします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時5分

○質疑（井原委員） 水道事業について、お尋ねしたいと思います。

まだ説明の段階でもありますし、先ほど来の質疑の中にもありますが、本年5月をもって災害が復旧しましたが、本当に生命線である水道水が一時期であっても断水してはならないということがありました。このいわゆる危機管理について抜本的なことも含めて、1本のラインではなく、ループ化するべきではないかなど、さまざまな意見がある中で、その計画をつくられたと聞いております。現在の計画の進捗状況をまずお尋ねしたい。あわせて、危機というのは決してそういう事故だけではないと思います。先般、薬物の混入ですとかさまざまなことがありまして、河川の水質状況そのものも違うかもわからない。いろいろな状況がある。これらについての全体的な危機管理も検討をされているのでしたらお答えいただきたいと思います。

○答弁（水道課長） 2つ御質問がございました。まず、県営水道の送水のあり方の基本計画の検討状況でございますが、この基本計画の策定につきましては、平成18年の崩落事故を踏まえまして、昨年度と今年度の2カ年で策定することとしております。

19年度におきましては、まず、県が管理する13本の送水トンネルすべてについて、事故が発生した際、給水先市町にどのような影響が生じるかを整理いたしました。次に、事故が発生したときにおける影響をできるだけ軽減させるために、県及び給水先市町の既存の施設の活用を最大限行うということを念頭に置きまして、県営水道施設におけるほかのルートからの応援給水などによる対応、あるいは給水先市町における自己水源の効果的な活用などの検討を行ったところでございます。これらの結果を踏まえまして、それでもなお事故が発生したときに影響が生じる5つの送水トンネルにつきましては、その影響を回避、低減させるために、一つは県と市町の送水管などを結ぶ緊急連絡管を整備する案や、未使用の水源を活用する施設を整備する案などをまとめたものでございます。

具体的に、例えば、東広島市について申し上げますと、現在は太田川の高瀬堰で取水した水を高陽系トンネルを通りまして瀬野川浄水場を経て、そこで飲み水にした後に送水している状況でございます。もし、このトンネルに事故が起きましたら、

県用水への依存度が非常に大きい地域でございますので、1日当たり約4万立方メートルの水が不足するということになり、約16万人に影響が出るという調査結果が出ております。このために、事故時に不足する水量を補うために、高陽系高陽トンネルと並走しております戸坂取水場より呉方面へ送水している戸坂系2号トンネルから瀬野川浄水場に不足分の水を送水するという緊急時連絡管の整備を検討しているところでございます。

今年度、20年度につきましては、このような施設整備案に係ります詳細な費用対効果の検証、財源の確保策、あるいは莫大な費用がかかりますので、長期的な県営水道事業の経営への影響などの検討を行っているところでございます。これらの検討を経まして、今年度末に送水のあり方基本計画を策定することにしております。

なお、計画策定後は、送水トンネル事故に対応できる災害復興に強い供給体制を早期に構築するため、早期の整備、早期の供用開始を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2番目の御質問でございますが、水道事業全般におきまして、いろいろな自然災害などの事故が考えられますが、そのときの危機管理の取り組み方針について御説明いたします。

県営水道事業におきましては、事故や災害に強い施設の整備や災害時のライフラインの確保ということを主眼に置いて計画的に取り組んでいるところでございます。

まず、地震対策につきましては、広島県県営水道施設耐震化基本計画に基づきまして、管理棟などの主要施設について、耐震補強などの施設強化や応急給水に必要な施設の確保を平成19年度までに完了しているところでございます。

次に、災害時のライフラインの確保といたしまして、送水管をループ化し、異なった浄水場から相互に給水が可能となるような施設の整備を進めております。一つの浄水場からの送水がとまった場合でも、もう一方の浄水場から送水するのでループ化と言っております。具体的には、平成10年度に広島西部地域水道用水供給事業の八幡川系と小瀬川系の送水管を連結いたしました。また平成14年度には、広島水道用水供給事業の竹原系と安芸灘系の送水管を連結しております。さらに、沼田川水道用水供給事業におきましては、平成23年度の供用開始を目指しまして、三原系と尾道系を連結する西瀬戸ライフラインの整備事業を現在推進しているところでございます。

次に、耐用年数が近づいた施設・設備の更新につきましては、施設の老朽化による事故を未然に防ぎ、安定供給を維持するため、水道施設リフレッシュ計画というものをつくりまして、これに基づき平成20年度より10カ年で、設備の重要度等に応じて計画的に更新を行っているところでございます。また、管路につきましては、平成18年3月に、平成20年度からの10カ年を計画期間といたします管路更新計画を策定して、優先度の高い箇所から計画的に更新することとし、緊急的な対応が必要な箇所については、既に平成17年度から前倒しで実施しているところでございます。

次に、委員から御指摘がございました、近年、発生件数の多い河川における油流出事故などの水質事故の対応といたしまして、水質異常の早期発見とともに、関係機関と連携した迅速な水質検査の実施や監視の充実強化を図って、今後とも安心して良質な水の安定供給のため、これらの対策を計画的、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○質疑（井原委員） この水道事業というのは確かに安心して安全で上質な水を県民に対して届けるという第一責務がある。前の質疑にもありましたが、その費用の繰り出しについては、経営はあくまでも受益者負担を基本原則と考えていいのか、そのことについてお尋ねします。

○答弁（水道課長） 委員御指摘のとおり、基本的にはいろいろな水道施設、上水道や取水場、送水管も含めて、水道施設は膨大な建設費用がかかります。それについては、基本的に水道料金という形で受益者の負担と考えております。

○質疑（井原委員） そうしますと、先ほど説明があった収支の結果的である剰余金について、将来にわたっての建設事業費にこれを充てるというのは、基本的な考えとしては間違いだと思いますが、どのように思いますか。

○答弁（企業局長） 基本的に料金で回収するというのは、今、水道課長が申し上げた企業会計の原則でございしますが、莫大な費用をすべて転嫁した場合に、急激な料金の高騰ということが考えられます。この送水管などの整備についての財源をどうするかということは議論中でございますが、ある一定程度については、関係市町が、県も含めて、すべて料金で回収できない部分については負担金をいただくということも含めて、今検討しているところでございます。

○質疑（井原委員） 市町に対して水道水を供給する際、県内一律単価ではない。そうすると、その区域別に料金を設定されているのだらうと思いますが、その中で基本水量は、使用してもしていなくても料金を取るという水量です。実情よりもはるかに多くの基本水量が設定されることによって、結果として単価が引き上がっているという事例が多くあると思うのです。これだけは少なくとも是正すべきだと思うのですが、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○答弁（企業局長） 御指摘のありました水道料金というのは、基本料金と使用に応じた料金の2つが組み合わされております。基本料金の部分は、設備投資をしますので、減価償却をしたり、施設整備に要した費用を回収するために、受水団体の受水をしたという当初の申し出に応じて基本水量を決めます。料金単価については、受益市に応じて受水団体ごとの負担額というのを決めているわけでございます。

それと使用水量は、当然ランニングコストがかかりますので、そこについてはいただくということでございますけれども、その料金をどうするかというのは、県が基本的に決めていることではございませんので、受水団体と料金の見直しを行う都度、将来の使用水量をどうするか、あるいは、その場合に料金がどうなるかということを議論しながら検討しているわけでございますが、御指摘のような、だんだん

使用水量が減っていく、ピークが減っていくというのが現状でありまして、受水団体からの申し出もありますので、実は平成17年度から水道用水供給事業のすべてにおいて、10%の契約水量の暫定減量がございます。

それから、20年度以降についても、減量措置を継続しているところでございまして、使用水量は、今申し上げた3年ごとに改定して、見直しをしているのですが、若干実績と水量との乖離があるということでございますので、3年間の期間中においても、必要な場合には水量を見直すという柔軟な対応も行っております。料金は平成8年度に改定して、9年間据え置いてきたのですが、17年度に広島用水や広島西部で12%の引き下げを行っております、ことしは20年度ですが、同じような引き下げを予定しております。

今後とも、受水団体の状況、それから一番には、売る側と買う側というのはもちろんありますが、それぞれの経営状況がありますので、十分協議しながら進めてまいりたいと思います。

○質疑（井原委員） 東広島市の場合には特にそうですが、基本水量が、そのレベルまで取水量が行かない、そのため、先ほど危機管理の中でも言うておられた自己水源の確保という努力に行かない理由の一つになっています。水量を引き取るのにまだ余裕がある。そこへ新たな投資をして自己水源を確保する。本来から言うと、将来の危機管理に向けては自己水源を一定程度は確保できるものは十分確保するのが原則だと思いますが、それができない。ましてや東広島市の場合は上水道の料金を値上げされるそうですから、そのことも含めてしっかり考慮をしていただきたいと思います。

水道事業の中の財政部分もそうですが、一時借入れを起しておられます。水道事業で借りられた分が、金がないはずの土地造成事業会計から9億円の一時借入れが起きています。これは0.510%の利息でお借りになっています。工水からも2億円、合わせて3億円を借りられています。逆に水道事業の方から1億円、土地造成事業会計の方へ一時貸し付けをされております。これはどうしてこういうことが起きるのかよくわからない。水道事業は金が余っているはずですが、なぜ一時借入れが起きるのか。現金預金も含めた、手元を見ますと相応がありますので、あえて一時借入れを起す必要もないだろうと思います。

一緒に言わせてもらえば、今の減債基金の方から27億2,000万円、これは繰り上げ償還の部分でお借りになった分だと思うのですが、ほぼ同額の債権を先に購入されています。片方で買って、片方で借金するというのはいかにもおかしい話で、債券を買う金があれば、別に借る必要はないと思うのですが、これはどなたがお決めになるのですか。

○答弁（企業総務課長） まず、資金をたくさん抱えているはずの会計が一時借入れをしているのはどういうことかという御質問でございますが、2年ぐらい前までは、企業局の3会計がそれぞれの資金運用という形で、余剰資金を抱えていれば、会計

単位で不足を生じないように運用に出して、運転資金が出せないという状態にならないように、各会計10億円程度ぐらいの余裕を抱えた残りは資金運用という形で外に出して、預金をして預金利子を稼ぐということをしていました。

昨年、一般会計の財政を中心に資金管理会議の方で、会計単位にやることはないではないか、企業局は企業局で、3会計あれば3会計を総合的に運用したらどうか、さらに、余裕資金を10億円も抱える必要はないという外部委員からの御指摘もありまして、昨年度から総合運用という3会計全体として資金を合計して運用しております。

会計間で若干の不足を生じる状況が出る場合は、一時借り入れでやりとりをすれば、全体として見れば効率的ではないかという御指摘を受けて、そのように運用方針を変えさせていただきました。余裕資金も、10億円から3会計合計で数億円程度に圧縮をしたということもあって、若干、会計単位で見ると、片方の会計が足りていなくて、もう一方の会計に余っているという状態が生じていて、そのときに会計間で一時借り入れが発生するという状況があって、決算としてはそれが累計で出てきますから、こういう形で一時借り入れがありますということになってはいますが、それ以上の運用利息を得ているということで御理解をいただきたいと思います。

この有価証券の方も、現金預金の効果的な運用ということで出しているものですので、短期でも、できるだけ有利な運用、資金活用をするという観点でしております。それから減債基金からの借り入れというのは、県債の繰り上げ償還、過去の高利回りの繰り上げ償還を、政府資金を借りておりますので、通常は繰り上げ償還が許されなかったのですが、国の方針で一定条件のものについては繰り上げ償還を認めるということになり、資金を全額、企業会計の資金で出すと、将来の投資資金に不足を生じるという状態もあるので、一般会計と協議の上で一般会計の減債基金から貸していただいて、それで繰り上げ償還をしております。

ただし、減債基金は、一般会計も抱えているのは運用益を生じることになりますから、その運用益部分だけは、一般会計が抱えて運用していたと想定されるときの運用益部分は企業会計が負担をするという形で、この減債基金の活用を協議の上で決定したということです。これはどちらも管理権限の中で、公営企業管理者と財政当局との協議で決めたということでございます。

○質疑（井原委員） いわゆる全体運用で平準化をして、その都度資金ショートする部分は、トータルで足りるよう管理して、やりくりをするということだと思うのですが、それは効率的な運用という意味では非常に的を射ていると思うのですが、企業としてのそれぞれの事業形態の中で、成り立ちの基本意識がどこまで通用するのかわかるのです。水道事業そのものがこれだけの留保を持ちながら、また今、一般会計からの無利息借り入れをそのまま置いておいて、預金をして、それだけ余裕があれば、一般会計へ早く返せばいいとしか思えないのです。いわゆる借入資本金をそこに出しておいて、一般会計の部分から借入資本金を出しておいて、それも返さずに自分

のところの運用に回す、ないしは債権を買うという形を有利な運用とは思えない。一般会計からの無利子の借入れは返すことができない、返してはいけない。逆に言えば、まだ水道事業はそういう形で運用しなければならない経営状態という認識なのですか。

○答弁（企業総務課長） これは先ほどの繰り返しになりますけれども、昨年度、実行した繰り上げ償還のための原資として借入れをしております。減債基金からの借入れを行っておりますが、二十数億円という大きな金で、これは前の岩下委員の御答弁で申し上げたとおり、長期的な投資等の資金需要を勘案すると、この二十数億円を返すことは将来の投資計画に影響を及ぼすと判断しております。

○質疑（井原委員） もう一回戻ります。水道事業はあくまでも自己完結です。それは受益者負担です。基本原則は、事業を起こすときに起債をして、それをもって充てて、それを延べで払っていく中で水道料金の中に加えていくことが基本です。それなのに将来投資に対してためようとするということですか。

○答弁（企業総務課長） ためるということではございませんが、将来の投資の資金需要を考えたときに、資金ショートを起こさない留保資金を抱えておくという観点でやっております。

そもそもの借入れの発端となっております繰り上げ償還というのは、それによって金利負担を軽減するということの受益者への還元の観点から行っているものと理解しております。

○質疑（井原委員） 今の話は要するに、余裕資金をもって借金を早く返して、利息部分をそれだけ負担を少なくするということです。そして、将来に対する資金ショートを起こさない。

何でそこまで気にされなければならないのか。基本的に全額借入れをすればいいのではないですか。水道事業は全額が起債対象です。それなのに将来、資金ショートを来すということは、起債対象にならない事業が中にあるということですか。

○答弁（企業総務課長） 原則的に言えば、公営企業ですので、すべての経費が起債の対象になるということです。ただ、将来、借入れができるといっても、その時点でまた金利の高い企業債を借入れることになるのと、その先の経営に影響を及ぼすこともあるので、一定の量の自己資金を活用することによって、将来的な経営の安定、料金の低減化につながると考えております。

○意見（井原委員） このことについては最後にしますが、考え方として、今までためてきた利益部分を原資にして起債の償還をして、その利息に当たるものを将来のプラスに充てる。非常に正しい考え方に見えるのですが、単純に言えば、実は現行までの状態の中での料金のオーバー分を取っておいて、将来に利益を担保することです。

同じ人が同じように生きていって、同じように使うから理屈として合うわけで、それは違うと思うのです。将来にわたって、また起債によって高い利率とおっしゃ

るが、それはその時期その時期によって利率は波を打つのです。たまたま非常に高い金利のものを抱えてしまって、政府を含めての償還が自由にできない部分の中でこれだけ目立ってきているからそういうことであって、将来、すべてがそういうことになるという理論値は何もないと思う。

先ほどから申し上げるように、水という非常に生活の基本にあるライフラインの一番の源の部分について、受益者負担そのものについて、本当にその水量に合わせる事が正しいのかという疑問すら持っていますが、あえて譲って、それをすべての部分で受益者負担とするならば、最低限、受益者負担に合うように、その料金にスライドをすべきだと思います。

○要望・質疑（杉西委員） 質問の前に、一つ要望だけさせていただきたいのですが、皆さん、きょうは10月29日でございます、広島空港の開港15周年の記念すべき日でございます。広島空港と申しますと、軌道系アクセスがついていないということが非常に残念で、先日も仙台に行ってまいりましたけれども、ほとんどの空港と主要都市が軌道系アクセスで結ばれているという実情の中で、知事の方から、これは一時的に断念するという発表でございますから、100%断念というわけではありませぬので、我々県民は夢をつないでおります。そうした中で、ぜひ空港港湾部長、近い将来、また東京に戻られましても、広島に観光客を誘致するためにも、軌道系アクセスは県民の悲願でございますので、何か知恵がないか、一肌も二肌も脱いでいただきたいということを要望いたしまして、質問に入らせていただきます。

高齢者向けの賃貸住宅の促進について、質問させていただきます。

この施策の成果の冊子の128ページにも載っておりますけれども、今後の課題として、県当局も高齢者向けの賃貸住宅の供給の促進が非常に必要であると書いておられます。今、社会状況を見ましても、高齢化がハイスピードで進んでいる中で、特別養護老人ホームや有料老人ホームあたりは満杯状態でございます、特に特別養護老人ホームの方は何年も待機という状態だと耳にしております。だからといって、こういった施設をどんどん建てていく、そうすれば介護の保険料がどんどん上がってくる、この追っかけになるわけでございます、そういうわけにはいかない。3年間の見直しということで、来年はまた見直しを厚生労働省の方がされるのだと思うのですが、保険料がどんどん高くなるわけにはいかないから、そんなにどんどん建つ方向にはいかないのだろうと思います。

そうした中で、高齢になって体が弱体化した状態でも、介護を受けずに自立して住み続けられる、安心する住宅というものが非常に望まれております。例えば、私は地元が呉でございますが、呉あたりでもよく相談を受けます。大きな家がなかなか管理できない、例えば、階段や坂、そうしたものの上に住宅があったりしますと、体が弱っているもので、なかなかそこに住めない。そうした人たちから、高齢者に配慮した住宅であったり、高齢者が単身でも受け入れてくれるマンションといったものに入りたいという相談をたくさん受けます。そうした要望に対応する施策

が、ここの128ページにも述べてあるような、厚生労働省が後押ししておりますが、高齢者の優良賃貸住宅であったり、高齢者の専用の賃貸住宅であったりするのだろうと思うのですが、これらの住宅の県下の状況をお尋ねいたします。

○答弁（住宅課長） 御質問は高齢者向け優良賃貸住宅を主にお聞きなっているのかと思います。

この事業は、高齢者の居住の安定確保に関する法律というものに基づいておりまして、高齢社会の急速な発展に伴い増大する高齢者の居住の安定を図るために、民間活力を活用しまして、高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給促進を図るということを目的とした事業でございます。

県におきましても、この事業の促進のため、この制度を実施する市町、これは広島市、それから福山市となっておりますが、これを除いた市町に対しまして、建設費の補助、それと住宅金融支援機構の建設資金借入残高に対する利子補給、家賃減額に対する補助というものを行っております。

これまでの広島市と福山市を除く県内の実績でございますけれども、平成17年度から19年度までの間で、14件、332戸につきまして認定し、補助を実施しています。現時点で13件、298戸が改修されているところでございます。

○質疑（杉西委員） これは、国が2分の1、県が4分の1、市町4分の1という補助体制でしょうか。

○答弁（住宅課長） 委員御指摘のとおりでございます。

○質疑（杉西委員） 確かに、市や町にやる気がなければ、特に財政難でございますので、やりたくてもできないという話も耳にするのでございますが、どこを見ましても財政危機のことばかりで、目先のこと、対症療法的なことにだけに目が行ってしまうのですが、今から高齢者がどんどんふえる一方でございまして、そうした中で、世の中で問題になっている社会保障費や福祉に必要なお金はうなぎ上りでございます。そうした意味で、5年先、10年先を考えて、いつも知事が申される元気な広島県づくりの一端にも、安心して暮らせる広島県づくりにも、非常に関係してくるのではないかと思います。

高齢になりましても、介護施設やホームに入るのではなくて、残った能力で自立してきちんと暮らせる、そういうところが求められているのではないかと思います。その建物の中に同じような境遇の方がいらっしゃれば、またその人たちと仲よくして、また元気に暮らせるということができないのではないかと思います。今、福祉の世界で、予防福祉という言葉があり、それが非常に大事だと言われているのですが、このこともひいては予防福祉の一端になるのではないかと考えております。

このように県だけがやれるものではなくて、市町や民間業者がこのような住宅を建ててくださるわけでございますが、その市町や民間業者が建てようという気になるようなバック、旗振り役、指導役というのは県が、元気な広島県づくりのためにしていかなければいけないと思うのです。同じことを言いますが、128ページに高齢

者向けの賃貸住宅の供給の促進を図る必要があると明記されているのですが、県の行政として、少しでもふえるためのお考えは何かおありでしょうか。

○答弁（住宅課長） 委員御指摘のように、この事業は市町が実施することになっているものでありますから、こうした取り組みをするために、今後とも的確な情報提供を通じまして、市町が事業を実施していけるように努めていきたいと思っております。

○要望（杉西委員） もっとそういうことを認知されるように、その辺のPRも含めて、市町の単独ではなかなか動けない部分も、県の行政としてぜひ後押しをしていただきたいと思えます。

私は、ことしになりまして、3人ほど有料老人ホームへお世話したことがあるのです。その方たちは、まだ認知症などではないのですが、先ほど申したように、例えば、ひとりになって、今の大きな家ではどうにもならない、子供は独立しているという相談の中で、入るところというとなかなかないので、大きなお金を出されて有料老人ホームに入られているのですが、そこを訪ねてみると、介護も受けて、至れり尽くせりでいいのですが、周りは多少認知症の方もいらっしゃいますし、食堂に行っても一緒だし、そういうことになると、逆にそこに入ることが何か自立を遠ざけているような感じを非常に受けているし、入られた御本人も、非常に感じておられます。

ですから、このような施設が欲しいという人も今からどんどんふえてくるのではないかと思うのです。今回、坂町に子育て支援住宅をつくられました。それは遠い将来になるかもしれませんが、そういうふうに県営住宅でも、これは国がと言わないで、県としての方向性、夢を出してほしいのです。例えば、今の坂の子育て支援住宅の隣にもう1棟、例えば、高齢者の専用賃貸ができる。そうした異世代が集って住むまちづくりは、今からの将来像ではないかと思えます。地縁、血縁に頼ってという時代ではなくなってまいりますので、そうした大きな意味のまちづくりの活動ということも、都市局あたりが考えていくべきではないかと思えます。行政というのはやはり夢を与えるのも一つの仕事だと思いますので、そういった意味の広島県独自の元気なまちづくりということを、目の前では大変でございしますが、考えていただきたいと思えます。

○質疑（安木委員） 企業局の関連で2件、いずれも呉市また江田島市を中心に起きた断水について、その後の対策状況についてお聞きしたいと思います。

一つは、管路更新についてお聞きします。

平成16年7月、呉市阿賀南で起きた、口径が800ミリメートルの地下送水管の接続部の破裂事故により、呉市東部を中心に2万8,000世帯が突然の断水になりました。昼夜分かたぬ復旧工事で、大部分は1日余りで断水は解けましたが、完全復旧には77時間を要したということでございました。本当にあのときは大変でした。

その後、原因究明等を経て、平成17年度から阿賀南地区管路更新事業として、水

道用水事業の新設管路が1.1キロメートル、また、あわせて工業用水道事業の新設管路1.2キロメートルの工事が進められています。平成21年度供用開始という予定で事業が推進されていると思いますが、平成19年度の工事の進捗状況と目標年度である21年度からの供用開始について、計画どおり進んでいるのかどうか、お聞かせください。

○答弁（水道課長） 県の水道事業に係る阿賀南地区の漏水事故に関する御質問をいただきました。

まず、県営水道全般についてでございますけれども、この管路につきましては、多くが昭和40年代に建設されておりまして、埋設後30年以上経過した管路が全体の約4割ございます。

○（委員長） 水道課長、発言中ではありますが、進捗状況はどうかと質問しているのですから、それについて答弁をしてください。

○答弁（水道課長） それでは、阿賀南地区につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、委員御指摘のとおり、平成16年度に大規模な事故が発生しておりますので、先ほど、特に緊急の必要があったということで、17年度から調査に着手いたしまして、18年度から平成20年度の3カ年で更新をすることとしております。

平成19年度におきましては、道路の下にトンネルを掘削していく、いわゆるシールド工事に本格的に着手いたしまして、現在はそのシールド工事を完了させ、内部に管を敷設する工事を施工中でございます。全体の進捗率は、現在約90%となっております。計画どおり順調に進んでおります。20年度末の完成を予定しております。

○質疑（安木委員） 次に、平成18年8月、先ほども井原委員の質問でありました、この送水トンネルの崩落事故による長期の断水事故、これは言語に絶するものだったわけです。呉市、江田島市の大変多くの住民に耐えがたい御苦労をおかけしたわけです。これについては、平成19年2月定例会でも質問させていただいたところですが、その後の対策状況についてお聞きします。

平成19年度は、事故調査委員会の調査結果を踏まえた送水トンネルの緊急点検や県営水道の送水のあり方の検討を実施することになっていたと思います。先ほどの井原委員の質問への答弁の中で、送水トンネルの緊急点検については、一応、13本とも完了して、そのうち5本について、一部対応を検討しているのですが、当面は事故発生が予測されるような不安はないということではないのでしょうか。また、点検方法の検証や点検結果の評価を行うことで、より一層、維持管理が充実すると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○答弁（水道課長） 送水トンネルの点検につきましては、21年度までに県営水道が所有する13本のすべての送水トンネルについて内部点検を実施することとしております。

これまでに、崩落事故が発生しました平成18年度に、このトンネルを含みます2本のトンネルについても既に点検が終了しております。19年度には4本のトンネルで内部点検を実施したところでございます。

昨年度のトンネル点検の内容につきましては、目視と言いまして、目で見てチェックする方法、それから打音と言いまして、ハンマーなどでたたいて調査する、これが従来の点検方法だったのですが、学識経験者による事故調査委員会での検討結果を踏まえまして、データによる覆工背面、トンネルの天井裏といたしますか、裏側のところですが、この調査でクラックの詳細調査等、新たな点検内容を加えて実施したところでございます。

点検の結果につきましては、学識経験者からの意見も参考にいたしまして評価を行っており、いずれのトンネルにつきましても、一部背面に空隙、すき間が確認されましたけれども、背面の地盤は強固な岩盤でございまして、送水に直ちに影響を及ぼすような異常は認められませんでした。

こうした学識経験者からの意見や点検状況に基づき、昨年度末に、今後の送水トンネルの点検の内容や周期、それから結果の評価方法などを送水トンネル維持管理計画として取りまとめを行いました。

なお、今年度は6本、来年度は1本の送水トンネルについて内部点検の実施を予定しており、13本すべての送水トンネルについて点検を終えることとしております。今後はおおむね5年に1度ということで点検を行いまして、結果をデータベース化し、空隙やクラックなどの進行状況を把握しながら適切に維持管理を行ってまいりたいと考えています。

○質疑（安木委員） 今の件はわかりました。

19年度から送水ルートごとに、非常時を想定した影響度の分析、また複線化やループ化の必要な箇所を選定、市町等との役割分担などについて調整を図り、平成20年度を目途に、整備時期を含めた全体の基本計画を策定すると聞いております。

非常時における市町、事業者等との迅速な連携という面で、先般の事故のときに課題があったと言われておりますし、私もそのように感じております。この点について、どのように充実強化されたのか、県、市町、事業者等との迅速な連携について充実強化されたのであれば、その点、簡単に結構ですから御説明ください。

○答弁（水道課長） 県営水道の送水のあり方の検討におきまして、19年度の策定以来、受水先の市町と十分連携することによりまして、送水トンネルの事故が発生したときの影響を効果的、効率的にカットできるよう検討を進めてきたところでございます。

具体的には、まず、昨年度、19年度におきましては、市町担当者会議などの開催を通して、送水トンネル事故が発生したときに、現状の市町の水道施設を最大限活用することによる県の送水エリアへのバックアップの検討でありますとか、市町の余力となっている水がございまして、それを県の送水エリアに送るための緊急時連

絡管の整備、このような検討を行っております。また、緊急時連絡管の整備につきましては、受水市町における水道施設事故にも対応できますように、県の水を市町に送水するという点についてもあわせて検討しているところでございます。

次に、本年度、20年度におきましては、施設整備案に係る財源の検討や市町の水源を県に融通する場合などの協定書の締結、あるいは県と市町の緊急時連絡管を整備した場合における水運用マニュアル、こちらがどれだけの水をいつまでに送るかというようなマニュアルの素案作成などを実施することにしております。

○質疑（安木委員） 整備時期を含めた全体基本計画については、本年度末に策定するという答弁がありました。

先ほど東広島市のことがありましたが、この複線化やループ化などの整備時期のことで、事故のあった呉ルート、呉市、江田島市について、整備時期がわかればお聞かせ願います。

○答弁（水道課長） 呉市方面の関係についても、対策素案を考えております。まず、送水トンネルの事故が発生して、呉市地域におきましては、既存の施設を活用しても県民生活に重大な支障が生じるのは、一昨年事故が起きました、いわゆる戸坂系6号トンネルという送水トンネルのみでございます。このトンネルにつきましては、もともと水源の乏しい呉方面に水道用水と工業用水を合わせて送水している現状がございますので、事故の影響が非常に大きく、また、事業開始時期から供用している最も古いトンネルの一つでございます。このため、代替水源をこの地域に求めることは困難であるという調査結果に基づきまして、しかも近隣に十分な余力のある水源もございません。これらのことから、一つの案は、比較的近くにある県の送水管を延長して送水する案でありますとか、もう一つの案は、この事故が発生した戸坂系6号トンネルが法定耐用年数まであと17年しかないということでございますので、トンネル自体を更新整備する案でありますとか、多くの対応案を検討中でございます。

これらにつきましては、先ほど説明いたしましたように、詳細な費用対効果の検証でありますとか、財源確保策などについての整理を行って、委員御指摘のとおり、莫大な経費がかかりますから、水道事業会計への影響等も考慮しながら、できるだけ水道事業経営に負担のかからない事業実施年度に平準化して実施したいと考えております。

○質疑（蒲原委員） 入札制度について、2点お尋ねします。

御案内のように、公正な入札制度に向けて努力をされていることは、高く評価をしなければいけないと思います。財政が悪化して、どんどん公共事業の予算が削減される中で、建設関係の業者の経営は非常に深刻だと伺っております。最近、どんどん倒産がふえてきている状況であるだけに、県が発注する工事予定価格が出されても、実際には落札価格は非常に低く、制限価格のぎりぎりである状況が随分続いております。

これは何かと言いますと、要するに大切な税金をできるだけ安い工事費でやらせた方が得だという発想が蔓延して、全国でも、とにかくいかに予定価格よりも低く落札させるかということが蔓延している。これは間違いだと思いのです。業者の代弁をするわけではありませんが、これは余りにもひどいのではないかと思いのです。例えば、県が積み上げた5億円の予定価格を25%カットしますと、1億2,500万円ダウンするのです。それほどの落差があって、果たしてそれでまともな工事ができるのだろうか。安ければいいという発想は、どうも耐えられない。見直しをしろと言っているのではなく、「安物買いの銭失い」ということわざがありますが、結局、会社の経営もきちんとでき、労働者に対してもきちんと賃金を適正に出せて、労働条件をきちんと確保できるという積み上げを県が責任を持ってした予定価格が、全く無視されているのです。とにかく落札するためには手段を選ばないというやり方は、どこかで改めていかないといけないと思いのです。

いずれにしても、今ではもう少し最低制限価格を上げるべきではないかということがあるのですが、その点について、予定価格はやはりこれでやってもらいたいということを出す金額ですから、それが全く機能していないということです。これはおかしい。少なくとも、県が責任を持って出す価格で工事をしてもらいたい。個人的には、入札に参加する企業が、この価格で県が工事をしてもらおうと思えば、10～20社ぐらいが集まるかどうかわかりませんが、くじ引きして、この価格できちんと工事が担保されるというぐらいの方がむしろいいのではないかと思いのです。

ちなみに、平成19年度のランク別の落札率の平均がわかったら教えてください。

○答弁（技術企画課長） ランク別の整理をしたものがございませぬが、平成19年度の9月の落札率は、全体で約85%になっております。

○要望・質疑（蒲原委員） 平均はそうでしょうが、随分と低いものもあると思いのので、それは85%で全部が取られているのなら、それはそれでいいかもわかりませぬが、20%も25%もダウンして、まともな工事ができるとはとても思えないのです。結局、働く人に、しわ寄せが行く、どこかで手抜きをするといったことに通じるようなことがあっては、これは結局、県にとってはマイナスになると思いのます。今後、この制限価格を見直しして、もっと上げるべきではないか。このようなことがずっと続くのであれば、ぜひ検討してもらいたい。答弁はいいですから、ぜひ検討課題でやってほしい。今のところ、そういう声が出ると思いのます。

もう一つ、入札でちょっと気になったのは、いろいろ公告を調べておりましたら、入札参加資格が少し変わっているのです。何が変わったかと申しますと、平成19年の10月1日から、1,000万円以上の入札は指名競争入札から一般競争入札に変わりました。そのために、公共事業の品質を確保するために、入札参加資格で、県と国の事業を今までやったことがないと入札ができないという項目が入っているのです。これは、一般競争入札であると言いなながら、実は、国と県の仕事をした者でないとだめということになる。広島市の仕事をした者では入札参加資格がないということ

で、除外しているわけです。要するに、ここでは一般と言われているが、実際には指名と同じではないかという思いがするのですが、これはいかがですか。

○答弁（技術企画課長） 委員御指摘のとおり、昨年10月から一般競争入札は、1,000万円以上するものについてとなりました。それまでは1億円以上の工事が一般競争入札ということで、参入業者は比較的技術力の高い業者のみが対象となっております。そのため、市町工事の元請施工実績でも品質の確保が図られていましたが、一般競争入札の拡大に伴いまして、技術力の低い業者の参入が想定されることから、技術要件を10割で審査するというにいたしました。そうしたことから、品質の確保という観点から、技術要件をより明確化するなどの見直しを行ったということでございます。

県の工事をしたことがなかったら参加できないという御指摘でございましたが、基本的には土木工事には県や国等の元請施工実績のある業者を要件としておりますが、新規参入業者に対する配慮としましては、一定の請負設計金額以下の低い部分につきましては、市町実績でも参入を認めるという取り扱いをしております。また、特定建設工事の共同企業体等の対象工事におきましては、構成員のうち少なくとも1社は県内業者ということで、代表者以外の構成員としても元請施工実績を得ることができるようにしております。

今後とも、工事の品質の確保は、公平性、競争性にも配慮しながら運用してまいりたいと考えております。

○意見・質疑（蒲原委員） 広島市の工事をしたのに、それは実績として認めないというのは、少し厳し過ぎるのではないかと思います。いろいろなランクがあると思うのですが、きちんとした入札資格を持っているのですから、あなたのところは技術力が低いからだめだと言うのであれば、その資格を早く取らなければいけないわけです。げすの勘ぐりですが、これは巧妙に排除する論理の中で設定したのではないかと思います。ですから、これはぜひ再考してもらいたい。再考して、一般競争入札にしたのだから、どんだれでも入札できるようにするのが、指名競争入札から一般競争入札にした趣旨ではないでしょうか。私はわかりませんが、そういうのはきちんとすべきだと思います。答弁はいいですが、これはしっかり検討してもらいたい。そうするのがいいのか、あるいは、このままでは大変なことになると思うかどうかわかりませんが、そういうのを排除する論理でそういうことがもし行われたとしたら、これは大変なことだということを申し上げておきます。

最後に、広島高速5号線の担当課はどこでしょうか。ヒロテックから土地を買収した坪数と当時の坪単価、積算した補償の坪単価を教えてください。何坪、平米だけでもいいのですが、教えてください。

○答弁（道路企画課長） 広島高速5号線におきまして、ヒロテックの土地を買収いたしておりますが、その買収面積につきましては、事業者である高速道路公社が買収してございますが、約1万4,000平方メートルと聞いております。補償額につきまし

ては、個人情報ということで、公にすべきでない性質のものと考えております。

○質疑（高橋副委員長） 私の方からは、県営住宅の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

今の社会は、所得格差の拡大により、県営住宅のニーズは高まっていると思います。しかし、実態は、県営住宅の入居条件を満たしていながら入居できない、これは高齢者、障害者、母子家庭の方々などたくさんいらっしゃると思います。その一方で、入居要件を超過しながら退去しない実態も見受けられます。これについては、家賃の滞納、また住宅規則を守らない人たちのことだと思います。これらの問題を解決するためには、公正なルールに基づく県営住宅の適正運営を推進する必要があると考えます。

そこで、まず、平成19年度の建てかえと入居状況についてお伺いいたします。また、19年度から始まった指定管理者制度の運営状況についてもあわせてお聞きいたします。

○答弁（住宅課長） 県営住宅の建てかえ事業につきましては、改善事業として実施しました安芸郡坂町の第二平成ヶ浜住宅60戸、広島市西区の福島住宅58戸、呉市の宮ヶ迫住宅30戸が平成19年度に完成しております。

入居状況でございますが、本年4月時点で、管理戸数1万6,832戸に対しまして、1万5,240戸の入居となっております。政策空き家を除いた入居率は94.1%でございます。

それから、昨年4月から始まりました民間の指定管理者制度でございますが、開始から1年半が経過しております。その間、必要な研修や指導、業務点検を行っております。当初は多くの問い合わせや苦情がございましたが、その後は入居者の方も指定管理者制度になれてこられたのではないかと考えております。先月、特定の指定管理者によって、元徴収員による事件がございましたが、毎月の報告や事業所に対する立入調査においても、全体としましてはおおむね適正な運営が行われていると考えております。

今後とも、主要な業務に係る部分については、研修、個別指導など、信頼される指定管理者の育成に努め、円滑な運営がなされるよう取り組んでまいります。

○要望・質疑（高橋副委員長） 指定管理者制度は特に問題ないということですが、これからも県民に信用されるように、引き続き県のバックアップをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、公募の際の倍率の状況についてお伺いいたします。19年度の最高倍率はどこでどれぐらいだったのか、そして平均倍率についても教えていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、県営住宅の抽せんについて、県としての優遇策があると思うのですが、その状況を教えていただきたいと思ひます。ちなみに、広島市の住宅抽せんの優遇策を調べてみますと、ことしの夏に審議会がございまして、広島市は年

4回の定期募集、これは県と一緒に思うのですが、毎回の倍率が20倍を超える狭き門ということで、今度の11月の募集から一般世帯のケースで、4回目までの募集は今まで従来1個の持ち球でしたが、5回から8回目には2個、9回から12回目は3個、13回以上は4個にふやして、少しでも入りやすい環境をつくっていくことですが、県はその優遇策について、どのように考えているのか、お聞きいたします。

○答弁（住宅課長） 県の昨年の応募倍率でございますが、これは年3回の定期募集のものでございます。全体で7.2倍、広島地域、これは広島市、熊野町、海田町、坂町が入っておりますけれども、12.1倍となっております。定期募集の中で最も倍率が高かったのは、昨年10月の第二上安住宅、これは1戸を募集したものでございますが、112倍というものであります。最も低かったのは、同じく10月募集をいたしました新高山住宅で、応募はゼロでございます。

一方、定期募集とは別に、広島市周辺に位置し、比較的頻繁に入退去がある住宅につきましては、別途、年8回募集をしております。応募倍率は2.3倍でございます。

それと、多数回落選された方をどの程度優遇するのかということについては、いろいろな考えがあると思いますが、県では高齢者、母子、障害者、多回数落選者、原爆被爆者、DV被害者など13の分類に応じた世帯について、そのいずれかの要件に当てはまれば当選倍率が2倍となる特組というものをつくりまして、一般の方と仕分けをしております。特組の対象世帯でございますが、これは社会的な弱者に優先的に県営住宅へ入居していただくという国の指導もございまして、順次増加しております。今年6月募集におきましては、応募者の6割がその方たちということでございます。

特組の中でさらに優劣をつけるということにつきましては、いろいろあるかと思いますが、来年度から基本的な入居収入基準が月額20万円から15万8,000円に引き下げられるということもございまして、一定程度の応募者の減少が見込まれるといった事情もございまして、もう少し状況を見ながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

○質疑（高橋副委員長） いろいろな優遇策があるのですが、特に私が聞きたいのは一般世帯のケースで、広島市は従来から、5回以上を過ぎたら、入りにくいのを少しでも入りやすいように優遇しましょうということなのですが、私の認識では、先ほど言われませんでした。県では7回以上だと次から優遇して、具体的に言うと、自分の番号の球が一つふえるという認識ですが、それはよろしいでしょうか。

○答弁（住宅課長） 一応、7回以上が特組ということにしております。

○要望・質疑（高橋副委員長） 7回というのが適切かどうかというのはあると思うのですが、定期募集は年3回ですから、7回というと約2年にまたがってずっと抽せんをして、申し込んでいかなければいけないということです。広島市の方が5回ということですが、広島市の方が20倍を超えるということなので、県営住宅の方がま

だ入りやすいような感じは受けますが、これも地区によって倍率が110倍もありましたし、地区ごとによって違いますけれども、特に高齢者や障害者の方の優遇はいいのですが、やはり一般の人にもせめて、7回からというのは少しハードルが高過ぎると思うので、今の時代、ニーズも高まってくると思います。私は3回ぐらいやって、それから4回目から優遇すればどうかということも思いますので、その辺は周りの市町の公営住宅等も含めて、もう少し一般の人にも優遇していただければと思いますので、その辺はしっかりと検討をしていただきたいと思います。

次に、高齢化への対応、対策についてお伺いいたします。

新しく県営住宅を建てた高層アパートについてはエレベーターもついています、従来の5階建て、4階建ての県営住宅についてはエレベーターがついておりません。

特に問題になるのは、4階、5階に住んでおられる方が高齢になって足腰が弱くなると、日ごろの部屋までの上り下りに大変苦慮されているという現状があります。よく聞く話なのですが、4階、5階にいらっしゃる方が、できるならば1階、2階に移してもらえないかということをよく言われますし、そういう制度もあると聞いております。現実に、どれぐらいの要望があって、県はどのような対応をして、今後どのようにしていこうとされているのか、その点についてお伺いいたします。

○答弁（住宅課長） 御指摘の、4、5階におられる方ということで、加齢や疾病などで歩行が困難な方で3階以上の階にお住まいの方については、登録をさせていただいて、1、2階に空室が出た際に入居を認める住宅変更という制度がございます、昨年度、全県で言いますと、52件の登録に対しまして35件の変更の事例がございます。今後とも、こうした制度を活用してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（高橋副委員長） 52件あって35件で、まあまあいいような気もしますが、中には本当に急いでいて、待っているけれどもなかなか入れないという現状もありますし、私も県内全体は知りませんが、熊野については高層のアパートが2つあり、今までの4階、5階の分もありますので、そういう方が今たくさんいらっしゃいますし、そういう問い合わせも来ています。ぜひともその状況を調べながら、少しでも1階、2階に入られるような政策をどんどん推進していただきたいと思います。

次は、県営住宅の滞納額の対策についてお伺いいたします。

滞納額と滞納への対策をどのようにとってきたのか、お伺いいたします。

○答弁（住宅課長） 滞納額でございますが、19年度の収納状況は、現年度分が98.4%、過年度分が19%、トータルいたしますと93.5%となり、前年度の収納状況より0.3ポイント下回っております。額で言いますと、2億4,400万円を収納したということでございます。

なお、昨年9月に、法的措置を前提とした催告をする基準を変えております。それまでの7カ月以上・8万円から、5カ月以上・7万円に引き下げております。裁判前に全額を納付する割合が、ほぼ8割まで増加をしております。法的措置によって退去した滞納者につきましては、転居に伴い退去後に債権を回収することが困難

になるため、なるべく少額のうちに法的措置に取り組んで、全額を納付していただくということで退去に至らないようにするという観点から、一定の成果が上がってきたと考えております。

今後とも、収納率の向上と長期滞納者の発生を未然に防止するため、適切な債権管理に努めてまいります。

- 質疑（高橋副委員長） 滞納額は約2億4,000万円ぐらいですが、資料を見ますと、過去5年ぐらい、2億3,000万円～4,000万円です。ある意味、平均すると2億3,000万円台なのです。昨年からは指定管理者制度になったということで、指定管理者になっても滞納対策については、指定管理者になろうとなるまいと、滞納の金額について、また対策について具体的に変化はないということなののでしょうか。
- 答弁（住宅課長） 先ほども申し上げましたように、昨年の途中から、催告する基準を改めております。そうしたことで、経済状況の関係もございまして、若干の差というのは、そうしたことも影響しているのではないかと思います。今後は、昨年の秋に基準を下げましたものがきいてくるのではないかと考えております。
- 質疑（高橋副委員長） 基準も下げて、少しずつ努力はされているのは認めますが、なかなか滞納対策につながっていかないというのも事実です。そこで、入居前にしっかり説明もされている。滞納をされると、5カ月なら5カ月、金額で言うところということになりますというのをしっかりと最初に話もされるでしょうし、県営住宅に入るときに、多分、保証人は2人ぐらいいらっしゃると思います。そのときに、滞納して、出ていってくれと言う前に、保証人の方にももちろん話はされると思います。保証人は多分2人ぐらいいると思うのですが、その前の保証人との交渉というか、話はどのようになっているのか、教えてください。
- 答弁（住宅課長） 保証人に対しましても、滞納した場合は通知をして、本人に払うように言っていたということのようなことをしております。
- 質疑（高橋副委員長） 言っていたということではなく、基本的に、かわりに払っていただくようになるのではないかと思います。そうすると、2人いればどちらか払っていただくことにしないと保証人の意味がないと思うのですが、その辺についてはどうでしょう。
- 答弁（住宅課長） 公営住宅におきまして、保証人を余り厳格に適用いたしますと、保証人がいないと入居できませんので、本当にそういう住宅を必要とされている方が入られないということもございまして、保証人から滞納額を取るということは、今は行っておりません。
- 質疑（高橋副委員長） それでは、保証人は入るための保証人であって、その後の支払いとかいろいろなことが滞ったときにかわって払ってもらおうということは、現実にはやられていないということで理解していいのですか。
- 答弁（住宅課長） 保証人に対しては、そういった滞納額の要求はしておりませんが、当然、滞納した方につきましては裁判をして、そういう処置をしていくということ

で回収をしております。

- 要望・質疑（高橋副委員長） 法律的なものかはよくわからないのですが、熊野町の町営住宅で言うと、保証人の方によって、かわりに払ってもらうということが現実にあります。ですから県の方も、入るための保証人、2人だと思いますが、やはり今後、滞納対策については、今のことについてもしっかりと調整をしていただいて、保証人からも、すぐ裁判とかそういうのではなく、まずワンクッション、保証人の方にも相談して、払ってくれということをししないと、滞納額の2億3,000万円は、今後もこのように推移していくとかなりの金額になると思いますし、初めに言いましたように、公正とか公平という観点に戻らないと思います。ほかの保証人、例えば、高校に入るときにも保証人があると思いますが、これは授業料にもかかわってくると思いますので、今の保証人のあり方についてもしっかりと検討していただきたいと思いますし、また教えていただきたいと思います。

次に、ニーズがあると先ほども申しましたように、障害者、また少子・高齢化で、高齢化社会になる中で、県営住宅のニーズは大変高まっていると思います。特に、熊野町を例にとりますと、県の方が大きく県営団地を造成して、その中の一部に県営住宅を建てていただきました。もう30年ぐらいたつのではないかと思います、その中で高層住宅を2棟も建てていただきましたが、まだほかに5階建ての問題、古い住宅もあり、入った人はだんだん高齢者になりますので、今後、坂のようなケースもありますが、先ほど杉西委員も言われたように、高齢化対策についても、エレベーターなどいろいろなことが必要になってまいりますので、今後の新たな県営住宅の建設予定について、あれば教えていただきたいと思います。

- 答弁（住宅課長） 県営住宅の整備につきましては、これまで市営住宅あるいは町営住宅の補完として整備を行ってきたところでございます。今後は、少子・高齢化などによる人口減少の動向もあり、県営住宅の新設は行わず、老朽住宅の建てかえ、統廃合や既存住宅の改善事業に努めてまいりたいと思います。

現在、坂地区住宅の3期、吉島住宅の1期、宮ヶ迫住宅の2期の建てかえ事業や長寿園南高層住宅の全面改善事業などに取り組んでおりまして、そのほかの住宅団地の整備につきましては、今後、慎重な検討が必要だと考えております。

- 要望（高橋副委員長） 慎重なのはいいのですが、やはり30年を超える住宅の維持管理もそうですし、先ほど言いましたバリアフリー対策も必要です。また県営住宅の中の災害時や緊急時における連絡設備の設置なども必要となってきますし、先ほど言われましたが、公営住宅については、県は市町でやってくれ、市町は県の方でやってくれというのが現実であります。その中で県の役割というのは、やはり市町を補完する形でニーズにこたえて、今後の社会情勢も考えていくと、県営住宅は、大変ニーズもありますし、重要ではないかと思っておりますので、その辺は計画的に進めていただきたいと思っております。

そして最後に、特に熊野町については、先ほどから何回も言っていますが、高齢

化が進み古い建物もありますので、2棟も建てていただいておりますが、ぜひ高層の住宅の3棟目も検討していただきたいと強く要望いたしまして、質問を終わります。

○質疑（田川副委員長） 私の方からは、先ごろ報道等でも話題になりました国庫補助金の不正経理の問題について質問をさせていただきます。

先般、会計検査院の調査で、無作為抽出した12道府県のすべてで不正経理が確認されて、各知事が相次いで陳謝をしておられます。広島県は対象ではなかったために指摘を受けておりませんが、この不適正とされた額が総額で5億円を超えるということにして、全国的にも大変問題になっております。会計検査院では、この12道府県以外についても今後調査を行うということで、広島県もこの12月に実施されると聞いております。

そこで、この場には会計管理部が御出席をされておりますのでお伺いしたいのですが、報道等では、「預け」と言われる不正な会計処理が多くのかで行われていたとのことでもあります。この「預け」とはどのようなものでしょうか。

また、見解の相違という表現がされている部分がありましたが、これは会計検査院からどのような指摘がされて、何が問題となっているのか。他県のこと、詳細までは難しいと思いますが、この一連の問題について、概要をまずお伺いしたいと思います。

○答弁（会計総務課長） 御質問については、「預け」の概要から順次お答えさせていただきます。

今回、報道されましたものは、平成19年10月から本年9月にかけて会計検査院が実地検査を行いました12道府県に係るものでございまして、検査対象が国土交通省及び農林水産省所管の国庫補助金に係る事務費のうちの需用費のその他、いわゆる物品等の購入費とか賃金、旅費でございます。

報道されましたものの概要でございますが、一つは、事務用品を架空に発注し、代金を業者に預けておく方法、あるいは、例えば、コピー用紙を年度末に大量に発注しまして、実際には後から分割して納入させているといったものでございまして、副委員長が御質問のいわゆる「預け」と呼ばれるものでございます。そのほか、例えば、コピー用紙を購入する名目でパソコンを納入させるといった、これは「差しかえ」と一般的には言われているものでございます。

また、賃金については、国庫補助金で雇いましたアルバイトを県の単独事業に従事させていた。旅費については、国庫補助事業とは直接関係のない業務に国庫補助金を充てて出張をしていた事例などがございました。このうち賃金と旅費につきましては、補助金を出す補助金の所管省庁からはっきりとした基準が示されてこなかったこと、あるいはこれまでどおり、今までどおりに例えば、会議に出張する際の旅費に国庫補助金を充てていたが、今回、会計検査院から、直接、補助事業と関係ないのではないかということで指摘を受けたということもあつたこととございまして、

これが副委員長御質問の見解の相違と言われるものであらうと思っております。

○質疑（田川副委員長） 説明を受けましたけれども、今回の会計検査院の調査では、国土交通省や農林水産省の補助金を中心に実施されたということでございます。

そこで、公共事業の事業主体でありまして、多額の国庫補助金を受け入れている土木局にお伺いをしたいと思います。この事務費の取り扱いについて、会計検査院との見解の相違というのが、今説明のあったように、他県で大きく生じているということでございますけれども、本県の現状はどうか、また、現行の国の補助金制度において、何か課題があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○答弁（土木総務課長） 本県の会計実地検査につきましては12月に予定されておりますので、現時点で会計検査院との間で見解の相違が全くないということは申し上げることはできませんが、私どもといたしましては、事業予算の執行に当たりましては、国庫補助事業を遂行するために必要な経費であると判断をしているところでございます。

また、現行の国の補助金制度における課題についてでございますが、国の補助金は細かく縦割りで交付されているということがございますので、私どもが実施する場合には非効率になりやすいといったことが考えられます。

○質疑（田川副委員長） 今の説明をお伺いしておりますと、この不正経理というのはもちろん問題があるのですが、見解の相違の大部分というものは、国の補助金がひもつきであるという弊害が大きい。地方に裁量がないことが最大の問題ではないかと私は思います。地方への税財源の移譲により、一刻も早く、こうした国の呪縛からの解放ということを積極的に働きかけをお願いしたいと思うわけですが、一方で、説明がありました預けにつきまして、明らかに不正な経理でありますし、かつて多くの県で問題となった裏金の温床にもなると思います。たとえ私的な流用がなかったとしても、極めて問題であらうと思うのですが、さきの定例記者会見で藤田知事が、幾つかのミスや会計検査院との見解の相違があるかもしれないが、広島県は厳しくやっているので悪質なものはないとおっしゃっております。土木局は多額の補助金を受けておりますけれども、広島県は大丈夫なのか、本当に悪質なものはいいのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（土木総務課長） 本県では、昭和54年のカラ出張の問題を教訓といたしまして、行政体質改善を行い、職員の意識改革、不適正な予算経理の根絶、旅行命令手続の見直し等を行ってきております。このようなことから、本県では他県で見られるような、いわゆる裏金とか預けのような悪質なものはないと考えております。

○質疑（田川副委員長） 思っていますということで、わかりました。

今回の会計検査院の指摘で最も額の大きかったのは愛知県なのですが、県の詳細な調査の結果、300万円の使途不明金が発覚した。これは刑事事件への発展も危惧されると聞いております。

会計管理部は県の会計管理をつかさどる立場でございますが、こうした悪質な不

正経理は本当はないのかどうか、また、不正経理を防ぐ、あるいはチェックするために会計サイドとしてどのような取り組みを行っているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（会計総務課長） 2点ほどございましたので、順次お答えします。

最初の御質問につきましては、先ほど土木総務課長が答弁しましたように、本県においては悪質なものはないと私どもも考えています。

2点目の不正防止のための取り組みについてでございますが、例えば、補助金等の支出に当たりましては、支出命令を行う各局のチェックに加えまして、今度はその支出命令の審査を我々の方で行っておりますが、そのときに例えば、支出調書あるいは請求書などといった支出関係書類を手元にいただきまして、それが法令規則等に合っているか、予算に合っているか、あるいは支出負担行為と申しますけれども、支出に係る債務が確定しているか、そういったことを細かくチェックをしています。このように、各局での審査もございまして、我々の方もこういった細かいチェックを二重で行っておりますことから、不正はできないような仕組みにしているものと考えております。

物品につきましては、本庁の場合でございますけれども、各課からの要求に基づきまして、会計管理部の用度課の方で契約、そして納品検査を行っております。発注する各課が直接、業者と契約できない仕組みになっております。用度課におきましても、原則が一般競争入札で、随意契約の場合もいわゆる複数の業者からの見積もり合わせということを原則としてございますので、特定の業者と特定の関係になることをできるだけ防ぐような仕組みとしております。詳しくなりますが、業者から物品が納入された場合も、用度課と、それから物品を要求した課とで、それぞれ検査を行いまして、二重にチェックを行うということで、いろいろな段階での不正防止に努めているところでございます。

チェックのシステムは以上でございますけれども、あわせて、会計職員といえますか、会計事務をつかさどっております物品の担当者も含めまして、会計を預かっている職員に対する研修というものも毎年定期的に行っております。県の会計職員としての職責を自覚させるとともに、その事務上のミスもできるだけ防ぐということで不正防止にも努めているところでございます。

○要望（田川副委員長） 厳しいチェックをこれからもお願いしたいと思います。

地方の財政というのは非常に厳しい状況にありますし、国からの補助金を最大限活用するという姿勢は大事であろうと思います。もし、先ほどもありましたけれども、見解の相違というのがあれば、県としての意見をしっかりと申し述べるべきであろうと思いますし、制度面に問題があれば、また遠慮なく国と闘うべきだろうと考えます。もちろん、県の側に落ち度があるならば、指摘は真摯に受けとめていかなければなりません。ましてや悪質なものがあれば、厳しくその原因と責任を追及しなければならぬと思います。県民、国民の大切な税金であることを強く肝に銘

じて、引き続き適正な会計処理を行っていただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

○質疑（高木委員） 先ほどの田川副委員長の補助金の件でございますが、沼田川水道用水供給事業で1,225万円の国庫補助金返還金というのがございますが、前年度も1,107万3,000円、これは先ほどのことであれば、適宜的確に行っておられるということですから、どうしてこういうことになったのか、少し教えてください。

○答弁（企業総務課長） 申しわけございません。ここの分析はできておりません。少し時間をいただきたいと思います。

○質疑（高木委員） 決算説明書の89ページに補助金返還金というのがございまして、国庫補助金返還金が1,225万円ございますが、先ほど来議論があったように、補助金については適宜的確に取り扱っておられるということですから、よほどの理由があったのだろうということで、お聞きしたいと思います。

○答弁（企業局長） 恐らくで申し上げますが、返還命令があったものではありません。国庫補助事業で整備した施設などを除却すると、戻った部分については返還するように手続がありますので、その部分ではないかと思いますが、詳細は後ほど調べてお答えいたします。

(4) 閉会 午後2時40分